

A large, stylized purple awareness ribbon is centered in the background. The ribbon is a solid purple color and is tied in a loop at the top, with two long, pointed ends hanging down. The text is overlaid on the ribbon.

第3次 新座市配偶者等からの 暴力防止及び被害者支援 基本計画

令和5年度～令和9年度

新 座 市

はじめに

配偶者や恋人等の親密な関係にあるパートナー又はパートナーであった人から振るわれる暴力（以下「DV」という。）は、個人の尊厳を傷つけ、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

DVの被害者は圧倒的に女性が多く、このことは、男女が共に対等なパートナーであるという意識の欠如、固定的性別役割分担や経済力の格差など、今日に至るまでの社会構造が主な要因となっています。

また、DVは、家庭内や個人的な関係において行われ、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が低いという特徴があります。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、国は、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を制定しました。

また、これにより、かつては家庭内の問題として捉えられていたDVは、人権侵害であるという認識が社会に定着しました。

本市では、平成24年から2次にわたり「新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定し、DVの防止に向け、各種の施策を積極的に推進してまいりました。第2次計画の計画期間は令和2年度末で終了しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、次期計画の策定を2年間延期しました。特に、この間、経済的な不安、ストレス、外出自粛による在宅時間が増加したことなどにより、DVの問題が浮き彫りとなりました。このような社会情勢を踏まえ、より一層の取組を進めるため、「第3次新座市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定するものです。

この計画に基づき、DVの防止から被害者の保護、自立支援に至るまで切れ目のない施策を推進するとともに、関係機関や民間支援団体とも連携し、配偶者等からの暴力のない安全で安心なまちづくりをより一層推進してまいります。

市民の皆様には、この計画の策定の趣旨を御理解いただくとともに、DVを許さない、見逃さない社会の構築のため、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定に当たりまして、御協力を賜りました市民の皆様にご心から感謝を申し上げます。

令和5年3月

新座市長 並木 傑





目次

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	5
2 計画の基本目標	5
3 計画の位置付け	6
4 対象とする暴力	6
5 計画の期間	7
6 計画の推進	7
第2章 DVをめぐる現状	9
1 国の取組	11
2 埼玉県取組	11
3 新座市の取組	12
4 新座市の現状	13
第3章 計画の内容	21
1 施策の体系	23
2 施策の展開	25
基本目標1 DV防止のための啓発・教育	25
基本目標2 DV被害者の早期発見と相談体制の充実	27
基本目標3 DV被害者の安全確保	29
基本目標4 DV被害者に対する自立支援の充実	30
基本目標5 関係機関との連携	32
資料編	33
1 関係法令等	35
新座市男女共同参画推進条例	35
新座市ドメスティック・バイオレンス対策ネットワーク会議開催要綱	38
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	39
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（概要）	46
児童虐待の防止等に関する法律	50
2 被害者の保護や支援を行う関係機関	58
3 DV等相談窓口一覧	59
4 用語解説	61

◆ 本文中、※印の付いた用語は、資料編「4 用語解説」において詳細に説明しています。